

公明党
永尾邦 忠
議員

▼長崎県島原病院の外来化学療法について

Q 島原病院の診療科目に病理診断科が設置された。どのようなものなのか。

A 病理診断科では、患者から採取された組織等を顕微鏡を使って観察し、免疫組織検査なども駆使しながら、がんであるかどうかや、どこまで病気が転移しているかなど、病気の進行度の診断を行う。今回、常勤の病理診断医の配置により、地域の中核病院にふさわしい機能の充実が図られることになると思う。

Q ベッド数の確保と人員配置の充実で、中核病院としての充実を図っているのか。

A 病理診断医等の配置により、いろいろな治療やケアを受ける方がふえることが想定されるため、病院企業団へ働きかけてみたいと考えている。

▼本市独自のトリアル雇用事業で人材育成を

Q 職業訓練所がなくなって何年か、またその影響をどう分析しているのか。

A 長崎県立島原高等技術専門学校は、平成十五年三月に廃校となっている。それに伴い、技術習得を望む人は、諫早市や長与町など、遠方でしか職業訓練を受けられなくなっている。

Q 人材を育てるために、若い人に補助を出し、都会の一流のサービスや技術を習得させる考えはないか。

A 企業等の事情もあるため、商工会議所や商工会に相談してみたい。

▼住みなくなる町づくりについて

Q 人口減少や過疎対策として、住みなくなるまちづくりが不可欠だと思いが、どう考えているのか。

A 商業施設や公共施設などの機能を中心市街地に誘導し、コンパクトシティを進めるとともに、道路や公共交通の整備など、子供から高齢者まで、快適に生活できる環境づくりに努めなければならぬと思っている。

Q 経験したことがない災害が発生している。庁舎の場所は再考できないか。

A 現在地を中心とした建てかえが最良と判断し、島原市庁舎建設基本構想を策定した。重要な防災拠点施設としての安全性の基準を満たすよう努める。

【その他の質問項目】

◇手話言語条例の制定について



庶民の会

松井

大 助
議員

▼まちづくりについて

Q 武家屋敷の町並みが残る鉄砲町の景観保全について、市の取り組み状況はどうか。

A 武家屋敷地区の下の丁においては、平成二十一年七月に景観法に基づく景観計画を定めており、良好な景観形成のための基準等について、建築物の高さや構造、屋根の勾配、色彩などを詳細に定めており、将来の伝統的建造物群保存地区（伝建地区）の指定を見据えたものである。伝建地区に指定されると、景観保全のための建物の修理や修景事業に対して国から補助があるため、指定に向けての作業を進めている。今後も歴史的景観を残せるよう地域住民と話をしてみたい。

Q 武家屋敷地区を町並み保存地域に設定して約三十年が経過した。この間には、往時の風情にそぐわない建物が建築されたりしたため、景観保全に向けての地域住民の合意形成がなされ、下の丁において景観計画を定められたという経緯がある。しかし最近、近隣地区で往時の石垣が残る敷地が空き地や売り地になっているところがあり、

市として早急に対応をしなければ景観が損なわれてしまうと考えるがどうか。

A 鉄砲町（島原城西側一帯の武家屋敷地区）は、平成十九、二十年度で専門家による島原市伝統的建造物群保存対策調査を実施し、用水路や武家屋敷等、歴史的景観が残されているということが認められた。今後、伝建地区の指定を目指していくが、まずは、鉄砲町の文化的価値とその制度の周知を図っていきたい。調査報告によれば、古丁、城西中の丁、下の丁、江戸丁、北原町の一部、新建の一部が理想的な範囲とされている。

▼高齢者と身元引受人の問題について

Q 入院や施設に入所する際、保証人や身元引受人が必要となるが、高齢者だけの世帯や近くに身内がない場合、どのような行政の支援があるのか。

A 施設への入所等に関してはあくまで利用者と施設との契約になるが、本人の身体、生命に重大な影響を及ぼすことが想定されるにもかかわらず、本人を保護すべき親族などがない場合には緊急避難的に市が措置したり、本人に判断能力がない場合に、申し立てを行うことができる親族がいない場合は、市長申し立てによる成年後見人を選定するなど、法令等に基づいて支援を行っている。